

社会福祉法人徳島市手をつなぐ育成会
役員及び評議員の報酬等(日当)と旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳島市手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等（日当）と旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(勤務形態)

第2条 この法人の経営する事業所の管理者（以下「管理者」という。）が法人の理事を兼ねる場合、管理者は事業所の常勤職員であるが、他の法人の役員及び評議員は、全て非常勤とする。

(報酬等(日当))

第3条 法人の役員及び評議員の報酬等（日当）は会議への出席等の場合に、日額2,000円とする。

(調整措置)

第4条 管理者が、法人の理事を兼ねる場合には、その兼ねる法人の理事として受けるべき報酬等（日当）は支給しない。

(旅費)

第5条 法人の役員及び評議員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程に定めるところによる。ただし、法人の役員及び評議員が事務所の所在地における理事会及び評議員会等の招集に応じた場合の旅費の額は、事務所の所在地から法人の役員及び評議員の現住所（役員及び評議員が徳島市内に勤務地がある場合は、勤務地）を基準として定める。

3 管理者が法人の理事を兼ねる場合において支給する旅費の額は、旅費規程の定めるところによる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等（日当）と旅費の支給については会議への出席等の都度、現金支給する。

(評議員会への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、法人の役員及び評議員の報酬等（日当）と旅費に関して必要な事項は、評議員会で定める。

附則

1. この規程は平成19年10月25日から施行し、平成19年10月30日から適用する。（平成19年10月25日第4号議案）
2. この規程は平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。（平成25年5月29日第4号議案）
3. この規程は平成29年4月1日から施行する。（平成28年12月7日第5号議案）